

# 民事再生手続について

## 1 民事再生手続とは

民事再生手続とは、債務超過のおそれがある、資金繰りに行き詰まるなど、経済的に窮境にあるものの再建の見込みのある債務者（企業）について、裁判所の関与の下で、債権者・取引先等関係者の協力を得て、事業の再建を図る手続です。

## 2 民事再生手続の流れ

（東京地方裁判所の標準的なスケジュールに基づいて記載しております）

2020年5月15日

### 民事再生手続開始決定

東京地方裁判所より、同日午後4時、民事再生手続開始決定がなされました（事件番号は、令和2年（再）第7号です）。

手続開始決定により、開始決定前の原因に基づいて発生した債務は、再生債権となり弁済が禁止されます。

### 管理命令

東京地方裁判所より、同日付で、管理命令が発令されました。管財人には、永沢徹弁護士（永沢総合法律事務所）が選任されました。今後、重要な財産の処分、金銭の借入等の行為をするためには、管財人の判断のもと行う必要があります。

2020年6月19日まで

### 再生債権の届出

5月下旬ころまでに、東京地方裁判所から債権者の皆様に債権届出書の用紙が送付されます。同用紙が届きましたら、同封の記載要領に従って債権届出を行っていただきますようお願いいたします。債権届出期間は2020年6月19日までです。

2020年7月17日まで

### 報告書等の提出

弊社において民事再生手続開始の時の財産の価額を評価した報告書及び民事再生手続開始に至った事情等を記載した報告書を裁判所に提出します。

2020年7月17日まで

### 認否書の提出

債権者の皆様の債権届出の内容を弊社において調査のうえ、債権認否書を作成して裁判所に提出します。債権者各位は一般調査期間において、その認否の状況を確認することができます。一般調査期間は2020年7月27日～同月31日までです。

2021年2月17日まで **再生計画案の提出**

管財人において、再生債権に対する弁済率、弁済方法などを定めた再生計画案を弊社において作成し、裁判所に提出します。再生計画案において減資等を定めることもあります。裁判所は、再生計画案を債権者各位に送付いたします。債権者集会の招集通知ならびに議決票も同封されます。

2020年4月中旬頃 **書面投票・債権者集会**

債権者各位の投票により、再生計画案の可否について議決していただきます。投票した債権者の過半数、かつ総債権額の2分の1以上の賛成により可決されます。

2020年4月中旬頃 **認可決定**

再生計画案が可決された場合、その再生計画が遂行される見込みがないと認められるような場合を除いて、裁判所は再生計画を認可します。この認可決定の確定により、債権者各位の権利が再生計画記載のとおりに変更（債務の一部免除等）されます。

以降

**再生計画に定められた債務の弁済**

再生計画に基づき債務を弁済します。お支払いできる金額や条件等は、再生計画案において定めることとなりますが、現時点ではまだその見通し等をご提示できる状態にございません。今後、再生計画案を提出しましたら、具体的なお説明をさせていただきます。

以上